

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、広島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和六年七月十六日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成三十一年三月二十五日付け広島県報によってその概要を公告した広島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画

地区名	施設及び規模
海田	(一) 内貿コンテナ埠頭計画 岸壁 水深七・五メートル 延長三九〇メートル 三バース 埠頭用地 一三ヘクタール (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち五ヘクタール既設)

2 土地利用計画

地区名	施設及び規模
海田	埠頭用地 二七ヘクタール 港湾関連用地 二ヘクタール 工業用地 五二ヘクタール 都市機能用地 九九ヘクタール 交通機能用地 二ヘクタール 危険物取扱施設用地 一ヘクタール

3 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	施設及び規模
海田	岸壁 水深七・五メートル 延長六五〇メートル 五バース 埠頭用地 一六ヘクタール (うち七ヘクタール既設)

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課 (広島市中区基町一〇番五二号)